科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 9 日現在

機関番号: 17102

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15 K 0 3 1 1 3

研究課題名(和文)団体規制法と結社の自由:憲法原理を踏まえた体系構築に向けて

研究課題名(英文) Regulatory legal system on the activities of associations and the freedom of

association

研究代表者

井上 武史(INOUE, Takeshi)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号:40432405

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文):本研究課題の全体構想は、憲法上の結社の自由の観点から非営利団体に関する規範群を再編し、日本において、公法・私法の枠組みを超えた「結社法(非営利団体法)」という新たな法領域を開拓することである。

することである。 その中で本研究は、団体に関する 存立規制、 活動支援、 団体規制に体系化される「結社法」構想において 重要な一部を構成する 団体規制を取り上げて、その理論的分析と体系構築を試みた。具体的には団体に対する 様々な公法的規制を、憲法が保障する結社の自由にかかわる問題として位置づけることで、既存の団体規制法を 憲法的視点から点検するとともに、規制類型に応じた憲法上の要請(実体面・手続面)を明らかにした。

研究成果の概要(英文): This research illustrates the regulatory legal system on the activities of associations or non-profit organizations from the theoretical point of view of the freedom of association protected by the Constitution.

研究分野: 憲法学

キーワード: 結社の自由 非営利団体 基本的人権 団体規制法

1.研究開始当初の背景

(1)本研究の全体構想

本研究の全体構想は、憲法上の結社の自由の観点から非営利団体に関する規範群を再編し、日本において、公法・私法の枠組み超えた「結社法(非営利団体法)」という新たな法領域を開拓することである。

その中で本研究は、上記「結社法」構想の 重要な一部を構成する「団体規制法」を取り 上げて、その理論的分析と体系構築を試みよ うとするものである。

具体的には、団体に対する様々な公的規制が結社の自由に関わる憲法問題であると位置づけて、既存の団体規制法を憲法的視点から点検するとともに、規制類型に応じた憲法上の要請を明らかにすることによって、団体規制法の体系化に向けた基礎理論の構築を目指している。

(2)学術的背景

およそ団体に対する規制措置は、憲法が保障する「結社の自由」と強い緊張関係に立つはずである。その意味で、この問題領域は本来、結社の自由論の真価が問われる場面である。

ところが、従来の憲法学の議論は必ずしも十分でなかった。たしかに、憲法学では従来、破壊活動防止法の解散指定処分の問題性・違憲性が指摘されてはいた。しかし、当該仕組みの具体的にどの点が問題であるか、それがなぜ結社の自由に違反するかの理論的解明は、未だなされていないと言わざるを得ない。

また、結社の自由についての合憲性審査の 判断枠組みや考慮要素が具体的に示されて こなかったため、その違憲性を治癒する方策 も明らかでなかった。このため、憲法学は、 現実の必要から問題への対処が求められる 立法・行政実務に対してだけでなく、団体規 制法の違憲審査を行う裁判所に対しても、有 効な理論的視点を提供できないでいる(大石 眞「結社の自由」1999 年)。それゆえ、破防 法を含む既存の団体規制法を分析できる憲 法理論の確立は、憲法学の急務の課題である と考える。

本研究は、これまでの研究成果を踏まえて、結社の自由に固有の問題構造に即した保障の内容と制約の論理を究明することで、この課題にアプローチする(井上武史『結社の自由の法理』2014年)。具体的には、規制の対象や態様に応じて団体規制法の規制類型を(A)構成員規制、(B)存立規制、(C)活動規制の3つに区分し、それぞれの類型について結社の自由原理に基づいた理論枠組みの構築を目指す。そのうえで、考慮すべき憲法上の要請を明らかにすることで、具体的な規制措置の解析と点検を試みた。

この試みはまた、団体規制の現代的課題に も有益な視点を提供する。現在、組織的テロ 活動、集団犯罪、スポーツイベント等での集 団的な暴動・破壊行為(フーリガン)に対処 する必要から、団体規制の重要性が以前にも増して高まっている。しかし、いくら安心・安全のためとはいえ、どのような規制を設けてもよいわけではない。そこで、合憲的かつ合理的な制度設計のためにも、団体規制法を分析する憲法上の理論枠組みを獲得することには重要な意義があると考えられるだろう。

2.研究の目的

本研究は、具体的には3つの目的を掲げている。

第1に、各種の団体規制において、結社 の自由に基づいた実体的要件を明らかにす る。例えば、学説では破防法の解散指定処分 の違憲性が指摘されているが、それはいかな る意味で違憲であるのか、仮に合憲にするに はどのような実体的要件を具備しなければ ならないのかを、比較法的知見を参考にして 明らかにする。つまり、「団体に対する死刑 宣告」である解散を基礎づけるには、どのよ うな事情を要件として設定すればよいかで ある。これは、法律論としては、法律効果と 法律要件との比例性の問題であるが、それは、 憲法の視点から見れば、結社の自由保障の要 請と公共の福祉に基づく規制の要請との間 のどこに均衡点を見出すべきかの問題なの であり、ここではまさに憲法論の真価が問わ れることになる。

第2に、団体規制措置の手続的要件を明らかにする。団体規制は抑圧的な治安立、各位を有していることからの遺体規制法では、その実体の適正されている場合がある。日本の破防法や会議会による審査を責会による審査を表しており、これが、であるが見いであるが、その組織・手続になる場合であるのかを、であるが、その組織・手続に独立委員会制度を導入している。 手続に独立委員会制度を導入している。 まなの憲法論議をもとに明らかにする。

第3に、団体規制としてどのような措置 や手段が可能であるかを、これも比較法的な 知見を参考にして明らかにする。今日、諸外 国では、集団的・組織的テロやフーリガン、 あるいは国境を越えた組織的・集団的犯罪に 対処するために、団体に対する送金禁止や資 産凍結などの資金規制や国際的な監視など の様々な規制措置がとられている。本研究で は、この問題にいち早く対処してきたフラン スおよびヨーロッパの事例を参考にしなが ら、様々な規制措置の可能性とその合憲的な 制度設計のあり方を明らかにする。

3.研究の方法

本研究では、規制の対象および態様に従って、日本の団体規制法を 構成員規制(幹部規制、協力者規制) 存立規制(強制解散制度) 活動規制(活動制限、観察・監視、資金規制)3つに類型化したうえで、それぞれに含まれる具体的規制措置の要件と手続を憲法的視点から分析・検討する作業を行った

また本研究では同時に、国際犯罪、テロ、フーリガンなどの組織的・集団的犯罪に対処するためにとられている団体監視や資産凍結などの新種の団体規制措置について、諸外国の立法や裁判例を紹介し、その意義と問題点を考察しようと試みた。

そして、上記の比較法的な知見として、上記のいずれの課題についても、この問題にいち早く直面しその解決に取り組んできたフランス法およびヨーロッパ法の立法、判例、実務を参考にした。

4. 研究成果

本研究の成果として、以下の3つを挙げる ことができる。

第 1 に、フランスの団体規制法のうち、 行政による強制的解散および活動制限の実 態について、制度的な側面と裁判的な側面に 着目して、明らかにした。

フランスの団体規制法については、拙著 『結社の自由の法理』(2014年)でその萌芽 的な検討を行ったが、本研究ではさらに2つ の特徴的な点に着目した検討を行った。それ は第1に、緊急事態下での団体規制のあり方 である。本研究期間中にフランスでは同時多 発テロ事件が発生し、緊急事態宣言が発令さ れた。それに伴い、緊急事態法が改正され、 その下での厳しい団体規制や裁判的救済の 様相をうかがい知ることができた。第2に、 規制対象となる団体の中でも特に宗教団体 に着目した。これは、パリ同時多発テロがイ スラム原理主義団体に起因するものである ことから、この時期に特徴的に見られた現象 である。そこでは、宗教団体に対する強制解 散および礼拝所の閉鎖措置などの行政処分 が新設され、その合憲性の問題や、事後的な 裁判的救済の実態を知ることができた。

この問題については、宗教法学会で研究報告を行うとともに、その後「宗教団体規制の日仏比較 緊急事態法制との関係も含めて」と題する論文を公表した。

第2の成果は、結社の自由を享有する団体の自律性の強度および裁判所の関与のあり方である。これは、従来「部分社会の法理」と呼ばれてきた問題であるが、日本における現在の判例法理を批判的に検討した。

他方、団体と構成員の権利との関係の問題については、内部的な問題であるにもかかわらず、裁判所は団体の自律性にあまり考慮を払うことなく積極的に判断を下している。この点についても、日本の代表的な判例である

南九州税理士会事件最高裁判決を素材として、判例法理の分析とその射程や妥当範囲の 検討を行った。

これらの成果は、「部分社会の法理」については、横大道聡編著『憲法判例の射程』(弘文堂、2017年)において、また、団体と個人の問題については、棟居快行ほか編著『判例トレーニング憲法』(信山社、2018年)において、それぞれ分担執筆というかたちで公表している。

第3の成果は、上記の研究成果を憲法の概説書というかたちで公表したことである。 片桐直人・井上武史・大林啓吾『一歩先への 憲法入門』(有斐閣、2016年)では、「結社の 自由」の章を執筆し、研究成果の社会および 教育への還元を図った。

他方、上記研究目的に挙げていた、フーリガン対策法制など新種の団体規制措置については、具体的な成果を公表できなかった。しかし、その問題状況を認識するとともに、関連する資料の収集を行うなど、すでに研究に着手している状況にある。したがって、この問題については、近く論文として成果を公表できるものと考えている。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

井上 武史、「宗教団体法制の日仏比較 緊急事態法制との関係も含めて」、 宗教法 36 号、査読無、2017 年、1~18 頁

井上 武史、「千葉県議会議員定数条例の憲法適合性」、民商法雑誌 153 巻 4 号、 査読無、2017 年、598~602 頁

<u>井上 武史</u>、「立憲主義とテクスト 日本国憲法の場合」、論究ジュリスト 20 号、査読無、2017年、112~119頁

Takeshi INOUE, "The Constitution of Japan and Constitutional Reform", 查読無, Asia-Pacific Review, Vol. 23, No. 2. 1-11. 2016.

井上 武史、憲法院への事後審査制の導入とその統治機構への影響 憲法院と破毀院との解釈権論争を例として」、日仏法学 28 号、査読無、2015 年、1~20頁

井上 武史、「18 歳選挙権の実現 「有権者になる」とはどういうことか」、法学セミナー729号、査読無、2015年、19~23頁

[学会発表](計6件)

井上 武史、「宗教団体法制の日仏比較 緊急事態法制との関係も含めて」、 宗教法学会、2016 年

井上 武史、「最近のフランスにおける 憲法改正論議の動向 緊急事態条項 の議論も含めて」、九州公法判例研究会、 2016 年

井上 武史、「フランスの 2 つの憲法解 釈機関:憲法院とコンセイユ・デタ」、第 19 回慶應義塾大学フランス公法研究会、2015 年

<u>井上 武史</u>、「立憲主義の現在と未来」、 京都大学科研費研究会、2015 年

Takeshi Inoue, 《 Inactivisme du pouvoir judiciaire au Japon: la passivité des juges de la Cour suprême 》, Aux sources nouvelles du droit: les influences contemporaines des normes et de la doctrine, Centre du théorie et Analyse du Droit, Séminaire du droit public franco-japonais (日仏公法セミナー)パリ第10大学(ナンテール大学) 2015 年

Takeshi INOUE, 《 Contre-rapport du rapport de M. Massot 》, IXème Journées juridiques franco-japonaises 《 La sphère privée》(第9回比較立法協会・日仏法学会合同研究集会), コンセイユ・デタ、パリ第2大学、2015年

[図書](計8件)

<u>井上 武史</u> 他(著) 棟居 快行、工藤 達朗、小山 剛(編) 『判例トレーニング憲法』、信山社、2018 年、全 216 頁、51~60頁(「南九州税理士会事件」)

横大道 聡(編著) 赤坂 幸一、新井誠、井上 武史、岡田 順太、木下 昌彦、柴田 憲司、西村 裕一、西山 千絵、堀口 悟郎、御幸 聖樹、村山 健太郎、山田 哲史(著)『憲法判例の射程』、弘文堂、2017年、全301頁、217~227頁(「部分社会の法理」)

井上 武史 他(著) 白水社編集部(編) 『〈ふらんす特別編集〉パリ同時テロ事件を考える』、白水社、2016年、全110頁、97~99頁(「同時テロ事件以後のフ

ランスの法的・政治的対応」)

片桐 直人、<u>井上 武史</u>、大林 啓吾、 『一歩先への憲法入門』、有斐閣、2016 年、全302頁(全30章中、10章分を担 当)

井上 武史 他(著) 辻村 みよ子(編集代表) 『<講座 政治・社会の変動と憲法 フランス憲法からの展望第巻>社会変動と人権の現代的保障』、信山社、2017年、全362頁、327~352頁(「フランス第5共和政における憲法改正 最近の改憲論議も含めて」)

井上 武史 他(著)川崎 政司、大 沢 秀介(編)『現代統治構造の動態と 展望 法形成をめぐる政治と法』、尚 学社、2016年、全421頁、267~282頁 (「フランスにおける合憲性統制機関 憲法院とコンセイユ・デタ」)

井上 武史 他(著)、曽我部 真裕、田近 肇(編著)『憲法裁判所の比較研究 フランス・イタリア・スペイン・ベルギーの憲法裁判』、信山社、2016年、全300頁、1~22頁(「フランス憲法院概要」)、133~151頁(「憲法院とコンセイユ・デタの組織・人事・任務」)

Takeshi INOUE et autres, Bénédicte Fauvarque-Cosson(sous la direction de), La sphère privée, Collection Droits Étrangers vol. 14, Société de législation comparée, 2016, 294pg, p.231-241 (« Un accès nouveau des citoyens au contrôle du constitutionnalité : discussion à partir du rapport établi par Monsieur Jean Massot »)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 田内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:			
〔その他〕 ホームページ等 なし	Ē		
6 . 研究組織 (1)研究代表者 井上 武史 (INOUE Takeshi) 九州大学・法学研究院・准教授 研究者番号:40432405			
(2)研究分担者 なし	()	
研究者番号:			
(3)連携研究者 なし	()	
研究者番号:			
(4)研究協力者	()	